

---

## 専門医会に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、日本リハビリテーション医学会専門医会(以下、専門医会という)を組織し、その運営について定めるものである。

(目的)

第2条 専門医会は、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の資質向上を図り、関係する研究・研修活動に積極的に取り組み、リハビリテーション医学・医療の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 専門医会は、次の事業を行う。

- (1) 専門医会学術集会の開催
- (2) 専門医の生涯教育
- (3) 研究・研修活動
- (4) 専門医会に関する広報
- (5) その他、専門医に係わる事項

(専門医会の会員)

第4条 専門医会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会の会員のうち、専門医の資格を有するものに限る。
- (2) 専門医の資格取得と同時に専門医会の会員となる。
- (3) 専門医の資格を失った時は、専門医会の会員としての資格も喪失する。

(組織)

第5条 専門医会は、次の役職を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 幹事 10名以内(但し、幹事長・副幹事長を含む)
- (4) 特別幹事 若干名
- (5) 特別委員 若干名

(幹事、特別幹事及び特別委員の選任)

第6条 幹事及び特別幹事は、専門医会総会において専門医会の会員の中より幹事候補者を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 幹事及び特別幹事候補者選出の方法は別に定める。
- 3 幹事は、リハビリテーション医学会理事、監事を兼任できない。
- 4 特別委員は、専門医会幹事会が認めた場合、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 5 幹事は互選で幹事長及び副幹事長を定める。但し、特別幹事及び特別委員は、幹事長・副幹事長の互選には加えない。

(幹事及び特別幹事並びに特別委員の職務)

第7条 幹事長は、専門医会の業務を総理し、専門医会を代表する。

- 2 幹事長が職務執行の支障があるとき、幹事長が指名した順序により、副幹事長がその職務を代行する。
- 3 幹事及び特別幹事は幹事会を組織して、本規則に基づき、専門医会総会で議決した方針に沿って必要な事業を執行する。
- 4 特別委員は、本条第3項に基づく事業の執行の補助を行う。

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 連続して3期までとする。

(特別幹事の任期)

第9条 特別幹事の任期は2年で、再任は妨げない。

(特別委員の任期)

第10条 特別委員の任期は1年で、再任は妨げない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、年2回以上開催し、幹事の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席幹事の過半数をもって決する。
- 3 特別幹事及び特別委員は幹事会に出席できるが、議決に加わることはできない。
- 4 議事および専門医会総会の決定事項は理事会に報告する。
- 5 プロジェクトグループを置くことができる。

(専門医会総会)

第12条 定例総会は、毎年1回、幹事長が招集する。

- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、幹事長が招集する。
- 3 総会は、会員現在数の5分の1以上で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。但し、やむをえず欠席する場合は、委任状をもって出席とみなすことができる。

附則

本規則は、平成22年3月13日より施行する。

平成26年6月4日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

---

## 専門医会幹事選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医会に関する規則第6条第2項に基づき、幹事の選出について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が行う。

2 委員会は5名で構成する。委員会委員（以下、委員という）は、専門医の資格を有する者（専門医の認定状況が保留・喪失以外の者）の中より選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、委員は幹事候補者にはなれない。

3 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

4 委員長は、委員の中から互選する。

5 委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。但し、委員長に事故あるときは、他の委員の互選により委員長代行者を決定する。

6 委員会の議長は委員長とする。

7 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(投票)

第3条 投票は、選挙人1名につき10票の電子投票、または郵送投票にて行う。

2 郵送投票用紙は、委員会の定めたものを用い、未達による再発送は行わない。

3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。

4 得票が同数の場合は、委員長の抽選により当選者を決める。

5 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(選挙の日程)

第4条 選挙は、専門医会定例総会（以下、専門医会総会という）に合わせ、概ね以下の日程で行う。

(1) 選挙告示、幹事立候補受付及び郵送投票申込の受付：110日前

(2) 立候補締切：80日前（必着）

(3) 立候補者名・所信表明の告示：60日前

(4) 郵送投票申込の締切：60日前（必着）

(5) 電子投票・郵送投票開始：45日前

(6) 電子投票・郵送投票締切：15日前（必着）

(7) 開票報告：専門医会総会

(被選挙人)

第5条 立候補者は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者で、専門医2名の推薦を受けて届け出た者とする。

2 立候補者を推薦する専門医は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者とする。

3 立候補者は立候補に際して、立候補届・推薦状・所信表明（別紙）を提出する。

4 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医の認定状況が保留・喪失となった者は、被選挙権を喪失する。

(選挙人)

第6条 選挙人は選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者とする。

2 専門医の認定状況が保留となっている者に選挙権はない。また、選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に保留解除となった場合も、選挙権はない。

3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医の資格を喪失した者は、選挙権を喪失する。

(告示)

第7条 委員会は、立候補者名、それぞれの所信表明をあらかじめ全専門医に告示する。

2 委員会は、選挙結果を全専門医に報告する。

(開票)

第8条 委員会は、選挙期日までに専門医の資格を有する者の中から開票立会人3名を指名する。

2 開票は、委員会が開票立会人のもとで行わなければならない。

3 次の投票は、これを無効とする。

(1) 電子投票と郵送投票、どちらも行ったもの

(2) 郵送投票の際、定められた投票用紙を用いなかったもの

(3) 定められた連記人数を超えているもの

(特別幹事)

第9条 幹事が選出されなかった地方会から特別幹事を選任することとする

2 特別幹事の選任方法は以下の通りとする

(1) 当該地方会から立候補者があった場合は、得票数の多い者1名を選任する

(2) 当該地方会から立候補者が無かった場合は、地方会代表幹事が1名を指名し、選任する

(3) 地方会代表幹事の特別幹事指名は、開票後2週間以内に行う

附則

本内規は、平成22年3月13日より施行する。

平成26年4月26日より施行する。

【別紙】

一. リハビリテーション科専門医会幹事 立候補届

一. リハビリテーション科専門医会幹事立候補者 推薦書

一. リハビリテーション科専門医会幹事 立候補所信表明